資　料

高山市宿泊税条例の概要について

１．宿泊税導入の背景及び考え方

市の人口は今後急速に減少する見込みとなっており、高齢化や生産年齢人口の減少などに伴う税収減のほか、社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う更新や維持管理費の確保などが必要である。

地域の活力低下や人材確保に加え市内消費の減少への影響が懸念される中で、国内外から訪れる観光客による大きな消費が得られる観光産業は、将来的にさらに重要な役割を担うこととなる。

高山市の観光は、地域における雇用の確保や経済波及効果など、市内経済にとって必要不可欠な産業であり、今後、持続可能な地域づくりを実現するためには、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていく必要があり、そのための財源として宿泊税を導入する。

２．宿泊税条例の主な内容

（１）使途［第２条関係］

「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」の基本方針の実現に資する以下の事業及び賦課徴収に係る経費の財源に充てるものとする。

① 観光資源の磨き上げや地域特性を活かした観光の振興（観光振興事業）
② 自然環境の保全・活用や生活環境の向上（環境保全事業）
③ 歴史、伝統文化の保全・継承（文化振興事業）
④ 災害時などにおける危機管理体制の強化（危機管理事業）
⑤ 観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援（組織運営事業）

（２）納税義務者［第４条関係］

市内の宿泊施設（旅館業に係る施設（下宿を除く。）及び住宅宿泊事業に係る施設（民泊））において宿泊料金を支払い宿泊する宿泊者に課税する。

（３）課税免除［第５条関係］

年齢１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者並びに学校の行事として行われる修学旅行の児童及び生徒、教職員及び介助する者に対しては宿泊税を免除する。

（４）税率［第６条関係］

宿泊者１人１泊につき、以下のとおりとする。

宿泊料金が１０，０００円未満である場合	１００円
宿泊料金が１０，０００円以上３０，０００円未満である場合	２００円
宿泊料金が３０，０００円以上である場合	３００円

（５）減免［第７条関係］

天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免が必要と認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

（６）徴収方法［第８条、第９条関係］

旅館業又は住宅宿泊事業の経営者を宿泊税の特別徴収義務者とし、特別徴収の方法により徴収する。

（７）納税管理人［第１１条関係］

特別徴収義務者が市内に住所や事務所等を有しない場合には、納税管理人を置き、納税に関する一切の事項を処理させる。

（８）申告納入［第１２条関係］

毎月末日までに、前月１日から同月末日までの間の税額等を記載した納入申告書を市長に提出し、あわせて納入金を納入する。ただし、一定の要件に該当する場合は、３月１日から５月末日までの納入申告書の提出と納入金の納付を６月末までに行うものとし、以後同様に９月末、１２月末、翌年３月末までに、それぞれ行うものとする。

（９）使途の公表［第２１条関係］

市長は、毎年度、宿泊税の使途（宿泊税を充当した事業）を公表する。

３．施行期日等

規則で定める日（令和７年１０月１日を予定）、令和７年２月１日（準備行為等）

条例の施行から３年後に制度の検討を行い、その後は５年ごとに制度の検討を行う。